

2018年度 同志社大学大学院 司法研究科

後期日程入学試験問題 法律科目試験

(憲法)

---

第1問 (配点：50点)

A (女性) と B (女性) は、性的指向として同性愛者であり、両名を婚姻当事者とする婚姻届を C 市市役所の戸籍係に提出した。担当戸籍係は、市長 D に照会確認した後、「同性同士の婚姻届は現行法令上認められていない」として本件婚姻届を受理しなかった。

そこで、A と B は、戸籍法 121 条 (戸籍事件について、市町村長の処分を不当とする者は、家庭裁判所に不服の申立てをすることができる旨定める。) に基づき、家庭裁判所に対して不服の申立てを行い、本件婚姻届不受理行為は違憲であると主張したいと考えている。

あなたが A と B の代理人である弁護士だとして、本件においてどのような憲法上の主張を行うべきかについて述べなさい。

なお、本件争訟形式の是非について論じる必要はない。

第2問 (配点：50点)

国会中心立法の原則について、その意義と条文上の根拠を説明した上で、命令、議院規則および裁判所規則と、法律との関係を論じなさい。